| 令和 2 年 11 月臨時議会 議案概要 | | 担当課 | 総務課 | 種別 | 条例 | |
|----------------------|---|------------------------|-------|------------|-------|-------|
| 議案番号 | 議案第 140 号 | 議案名 | 琴浦町職員 | 員の給与に関する条例 | 列の一部は | 女正につい |
| 目 的 | 令和2年度人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準拠して、琴浦町職員の令和2年度期末手当の支給割合を改定する改正を行い、民間給与との較差を埋める。 | | | | | |
| 内容 | る。 1 条例案の概要 期末手当を0.05月引き下げ、年2.55月とする。 (1) 令和2年度期末手当について、12月支給割合を1.25月とする。 令和2年11月30日から施行 (2) 令和3年度以降の期末手当の支給割合を6月期、12月期それぞれ 1.275月に改正する。(年2.55月) 令和3年4月1日から施行 | | | | | |
| 補足事項 | 施行日 第1条 令和2 ² 第2条 令和3 ² | 年 11 月 30 年 4 月 1 日 | | | | |